

## 介護保険事業所における事故発生時の報告について

### ○事後報告の対象となる事業所及び介護保険サービスについて

事故報告の対象となるのは、介護保険サービス事業所が提供する介護保険サービス全般です。

### ○報告の範囲について

事業者において下記の1)～3)に該当する場合は、すべて市に報告するものとします。

#### 1) サービス提供による利用者のケガ又は死亡事故が発生した場合

- ① 「サービス提供」とは、利用者の送迎・通院等の間の事故を含むものとします。また、在宅の通所、入院サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる場合は「サービス提供」に含まれるものとします。
- ② ケガの程度については、利用者が医療機関で受診を要したものは、ケガの程度を問わず全て報告するものとします。
- ③ 事故については、事業者側の過失の有無は問わないものであること。また、利用者の自己過失による事故であっても利用者が医療機関で受診した場合は、報告の必要があること。
- ④ 利用者が病気などにより死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は、報告の必要があること。
- ⑤ 利用者が事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに連絡又は報告書を提出すること。

#### 2) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等が発生（発覚）した場合

利用者からの預かり金の横領や個人情報の紛失など利用者の処遇に影響があるもの。

#### 3) その他施設長が報告を必要と認める場合

### ○報告先について

事業者において、上記に定める事故が発生した場合は、次の①及び②に報告する必要があること。

- ① 被保険者が属する保険者（市町村） ②事業所・施設が所在する保険者（市町村）

※①と②が同一市町村の場合があります。

### ○報告の様式について

別紙に示した「事故等発生報告書」により報告してください。

○報告の手順について

次に示す手順により報告を行うこと。

- ① 事故等が発生した場合には、事故等発生報告書により現状報告できる状況について、速やかに高齢福祉課にメールで報告を行うこと。
- ② 事故処理の区切りがついたところで、全ての欄の記入を完了させて、最終報告として事故等発生報告書により改めて市に報告すること。
- ③ 事業者は、利用者（家族含む）、市及び事業者が事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故等発生報告書の写しなどを積極的に開示し、求めに応じて交付すること。

○報告に対する市の対応

必要に応じて、事業者の調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認を行うものとします。

○感染症などに対する報告について

感染症や食中毒などの発生時における報告については、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」内の対応と同様とします。